

4.待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策(要請)

検査の
要請の
内容等

要請（平成30年6月）された事項は、子ども・子育て支援施策に関する次の各事項

- ① 子ども・子育て支援施策の実施状況及び予算の執行状況
- ② 子ども・子育て支援施策に係る主要施策の効果の発現状況
- ✓ 国は待機児童の解消のため、25年4月に**加速化プラン**を策定するなどして、**保育所の整備、保育士確保の支援等を実施**
- ✓ 国は、**貧困対策法、貧困対策大綱（26年8月制定）**に基づき、**子どもの貧困対策を総合的に推進**

検査の
結果

- ✓ 一般事業主から徴収する拠出金を財源とする企業主導型保育事業費補助金の**交付額と執行額との間に多額の差額・返納金**が生じたことにより、特別会計の**積立金残高が年々増加**
- ✓ 保育士等の**処遇改善等加算の残額**が翌年度においても職員の**賃金改善に充てられていない**
- ✓ 保育施設等の整備が**地域別・年齢区分別の待機児童の発生状況等を必ずしも十分に踏まえないで実施されている**
- ✓ 子どもの貧困対策に係る施策の評価に当たり、指標を設定して現状値を把握している市町村は少なく、子どもの貧困対策に係る**施策の実施状況等の検証・評価が十分に行えない**
- ✓ **福祉部門等との情報共有頻度が高いSSW（スクールソーシャルワーカー）**ほど福祉支援につないだ実績が高く、**加配されたSSWの方が1人当たりの貧困相談の解決等件数が多い**

所見

- ✓ 企業主導型保育事業を実施していく上で**必要となる歳入を適時適切に検討していくこと**
- ✓ 処遇改善等加算の残額を**賃金改善に充てるよう、保育所等に指導等を行うよう市町村に周知すること**
- ✓ 保育施設等の整備に当たり、**地域別・年齢区分別の待機児童の発生状況を把握して推進すること**
- ✓ 市町村等が貧困対策計画を策定するに当たり、**容易かつ適時的確な現状値の把握等が可能な指標について検討するとともに、適時適切に市町村に助言、情報提供等を行うこと**
- ✓ SSWと福祉部門等との**連携推進**やSSW**加配の効果的な活用方法等を事業主体に周知、助言等すること**

4.待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策(要請)

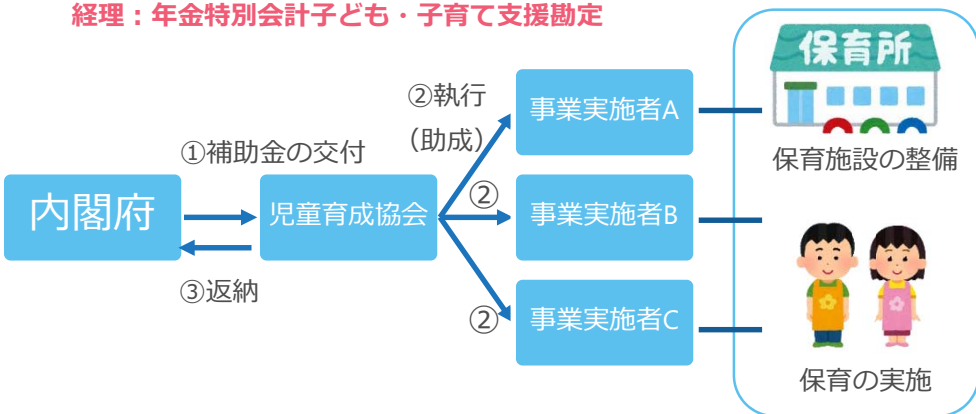
(ア) 子ども・子育て支援施策の予算の執行状況について

■ 企業主導型保育事業（平成28年度～）

名称：仕事・子育て両立支援事業費補助金

財源：一般事業主から徴収する拠出金

経理：年金特別会計子ども・子育て支援勘定



	平成28年度	29年度
①児童育成協会への補助金の交付額	793億余円 おおむね予算どおりの執行	1309億余円
②児童育成協会での執行額	193億余円 (①の24.4%)	807億余円 (①の61.6%)
③交付翌年度に返納された額(①-②)	599億余円	501億余円

✓多額の返納金が発生

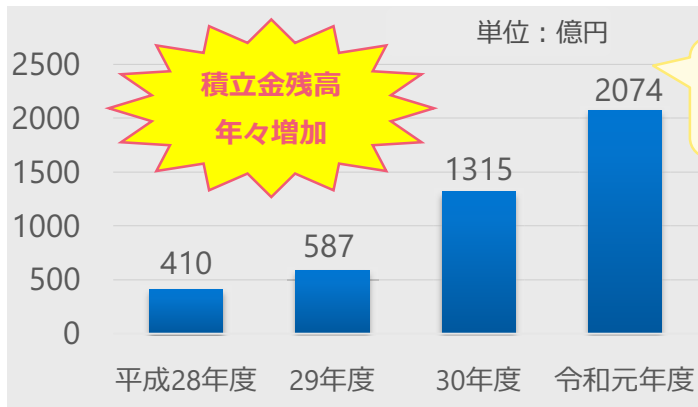
【原因】

- ・内閣府は利用定員の全てが充足すると想定して予算を計上し、補助金を交付
- ・開設・運営がされていないなかったり、利用が低調となっていたりなどするものが多数

所見

- ・内閣府において、年金特別会計子ども・子育て支援勘定の積立金残高が多額に上っていることから、企業主導型保育事業を実施する上で**必要となる歳入を適時適切に検討**していくこと

■ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定の**期末積立金残高**



積立金残高
年々増加

積立金として
積み上がる

注：令和元年度の積立金残高は予定額

4.待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策(要請)

(イ) 待機児童解消施策の実施状況・効果の発現状況について

■ 保育士等確保施策の状況

保育士確保プラン（平成27年1月）

- 平成29年度末までに国全体で46.3万人の保育士確保を目標

※27年11月に48.3万人の保育人材確保を目標とした。

保育士の処遇の状況（給与・賞与）

26年度の保育士の平均給与は約316万円

⇒全業種平均給与約479万円に比べて低い

給与・賞与の改善は保育士等確保施策の中で重要



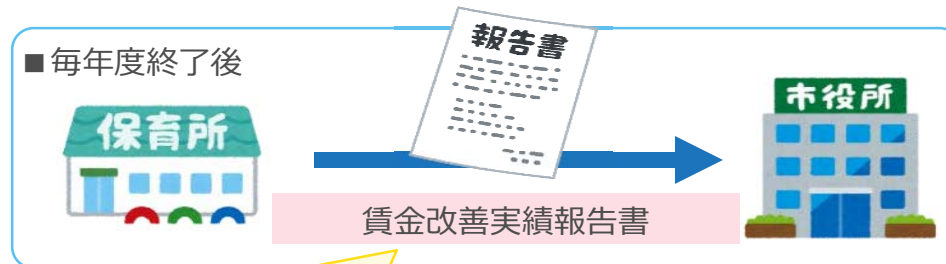
国庫負担金の算定に当たり、次のような加算がある。

① 処遇改善等加算Ⅰ（基本加算）

職員の平均経験年数等に応じて人件費を加算

② 処遇改善等加算Ⅱ（特定加算）

職員の職位等に応じて人件費を加算



・ **残額**（加算額－賃金改善総額）を報告

生じた場合翌年度において、
保育所等の職員の賃金改善に
充てることとされている

しかし・・・

残額が翌年度においても、
賃金改善に充てられてい
ないなどの状況

① 処遇改善等加算Ⅰ

357施設、6億0147万余円（国庫負担金相当額3億73万余円）

② 処遇改善等加算Ⅱ

303施設、1億1803万余円（国庫負担金相当額5901万余円）

所見

内閣府において、**処遇改善等加算の残額を確実に
職員の賃金改善に充てるよう、保育所等に指導等
を行うよう市町村に周知する**

4.待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策(要請)

(イ) 待機児童解消施策の実施状況・効果の発現状況について (続き)

■ 待機児童解消施策の効果の発現状況

加速化プラン (平成25年、27年)

- 平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿確保
※27年11月に50万人に上積み

おおむね
達成

しかし・・・

待機児童解消できず

待機児童数：16,772人

(31年4月1日時点)



① 年齢区分別の待機児童の発生状況

(30年4月1日時点 単位：万人)

	利用定員	申込児童	差
0歳児	24.3	16.5	余裕あり 7.8
1・2歳児	91.2	98.5	-7.2
3歳以上児	164.4	156.1	余裕あり 8.2

1,2歳児の
申込数が利
用定員を上
回っている

年齢区分別の待機児童の発生状況を踏まえて整備していない

② 地域別待機児童の発生状況



地域別の待機児童の発生状況を踏まえて整備していない

所見

厚生労働省において、保育施設等の整備に当たり、地域別・年齢区分別の待機児童の発生状況等を把握し重点化を図る

4. 待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策(要請)

(ウ) 子どもの貧困対策に係る施策の実施状況・効果の発現状況について

■ 貧困対策計画の作成状況

○ 貧困対策大綱 (26年8月)

⇒ 都道府県は、貧困対策法に基づき**貧困対策計画**を定めるよう努める。

※ 同法改正により、令和元年9月以降、**市町村も貧困対策計画の策定が努力義務**

施策の評価を実施するため、
指標を設定

25都道府県の1,066市区町村における貧困対策計画の策定状況

⇒ 計画策定は**97**市区町村 (1,066市区町村の9.0%)

- ・ うち、施策の評価を実施 ⇒ **52**市区町
- ・ うち、**指標**を設定、現状値を把握 ⇒ **38**市区町村

大綱で示されているのは**25指標**。

- ・ **子供の貧困率**
- ・ **子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率**

上記2指標等は、基礎となる調査が地方公共団体別に明らかにするものとはなっていないなどのため、**地方公共団体において現状値の把握が困難**

所見

内閣府において、市町村等が貧困対策計画を策定するに当たり、容易かつ適時的確な**現状値の把握等が可能な指標**について検討するとともに、**適時適切に市町村等に助言、情報提供等を行う**

■ SSW(スクールソーシャルワーカー)の効果の発現状況



情報共有

子どもの貧困対策の必要性が高い地域・学校等への重点的配置

福祉部門等との情報共有頻度が高いほど支援実績が高い

1人当たりの解決等件数が多い

加配



SSW : 教育と福祉に関する専門家

所見

文部科学省において、**SSWと福祉部門等との連携推進やSSW加配の効果的な活用方法等**について、事業主体に周知、助言等を行う